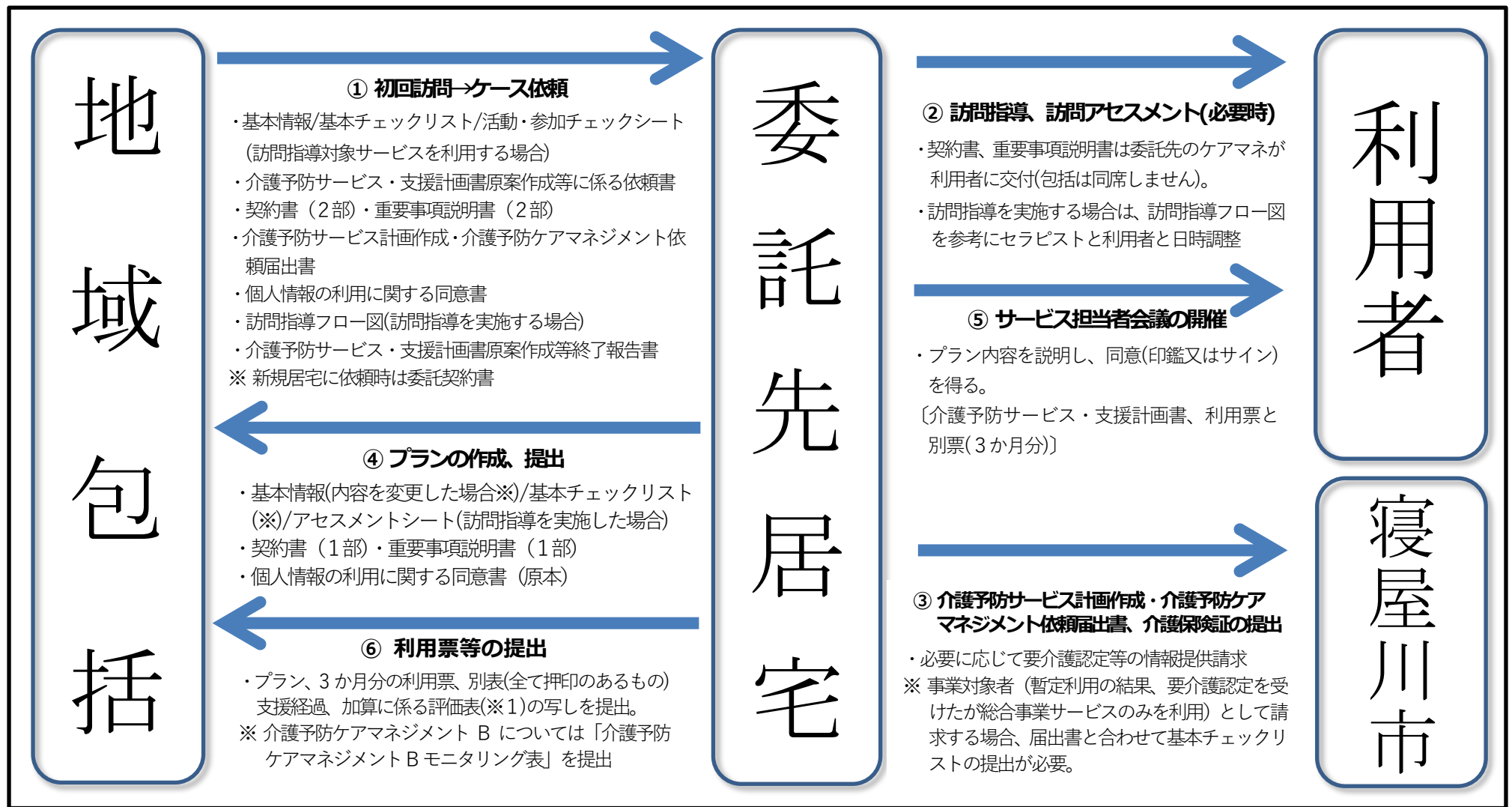


介護予防プラン原案委託の手順（寝屋川市の場合）



※ ケース終了時には介護予防サービス・支援計画書原案作成等終了報告書と原本一式を包括に返却してください。包括は書類を確認後、終了報告書をコピーして委託先居宅へ渡します。委託先居宅は依頼書(原本)と終了報告書(コピー)を5年間保管してください。

※1 通所型サービス(現行相当)・通所リハの利用者で運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定している利用者は、3か月ごとの評価表提出が必要です。